

報復処分撤回裁判上告棄却弾劾！

7月24日、最高裁判所は減給処分無効確認等請求事件（通称「報復処分撤回裁判」）について、上告を受理しないという極めて不当な決定を下しました。その理由は何もない、いわゆる「三行半」決定であり、私たちは満腔の怒りを表明するものです。

この裁判は、東京第二運輸所分会斉藤書記長に対し、会社は「2月3日、酒気を帯びて業務に就いたことは、社員として著しく不都合な行為である」として、不当にも「減給」処分を発令したことで、2011年2月16日、東京地方裁判所に提訴した事件です。そもそも、酒気帯びの事実無く、管理者のデッチ上げであることは言うまでもありません。アルコール検知器で2回の検査を行い、「乗務不適」の数値以下であったのです。

東京地方裁判所は2013年1月23日、私たちの主張を全面的に認め勝利判決を下しましたが、東京高等裁判所は会社が主張しないことまでも事実認定するという不当判決を下したのです。事実を事実として認めない、事実の歪曲、無い事実をデッチ上げての判決・決定は、本質においてはえん罪と同じ構図です。

この一連の事象の背景は、同年2月1日、新幹線関西地本で組織拡大が実現した2日後であることから、これに対する報復であることは間違いありません。

現安倍政権下において、このような反動判決や決定は今後ますます増えるでしょう。しかし、私たちは労働組合としてこれを許すわけにはいきません。この反動決定という怒りをバネに、今後最大限闘っていかうではありませんか。

酒気帯びの事実が無いにもかかわらず、あ
るとした決定は、本質はえん罪と同じだ！